

法教育研究会第7回会議議事録

日 時 平成16年1月19日(月)
午後2時1分～午後3時47分

場 所 法 務 省 大 会 議 室

午後2時01分 開会

土井座長 それでは、まだお見えになっておられない委員も若干おられますが、所定の時刻になりましたので、法教育研究会第7回会議を開会させていただきます。

本日は新年明けて最初の研究会となりますが、本年もどうかよろしくお願いいたします。

まず、本日の配布資料の確認等につきまして事務局の方から説明をしていただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

丸山部付 司法法制部付の丸山です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

配布資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1が「論点整理」、これは平成15年12月16日付けで確定したものでございます。

引き続きまして、資料2「「法教育」に関する基本的な考え方の整理について」と題するペーパー、これは本日使う資料になっております。

資料3「法教育研究会第3回会議議事録」、資料4「法教育研究会第4回会議議事録」、資料5「法教育研究会第5回会議議事録」となっております。

なお、前回の配布資料につきまして、席上で配布したものを一部修正いたしましたのでご報告いたします。まず、第6回配布資料3「今後の検討の方向性について」と題する資料でございます。この資料の中で、一部表現が専門的な用語からすると適切ではない部分があるという御指摘を数人の委員の先生方から受けましたので、その用語を正確に直させていただきました。

具体的に申し上げますと、1の「法教育研究会において検討すべき長期的課題」の一つ目の「社会科、家庭科、特別活動など様々な教科等において行われるとともに」とありますが、以前のペーパーでは、この「特別活動」のところが「学級活動」になっておりました。これは教科領域等の名称でいうと「特別活動」が正しいということですので、このように訂正させていただきました。それから、「様々な教科等」というところも、「様々な科目」にしていたのですが、これも用語としては「教科」「領域」といった言葉が適切だという御指摘を受けまして、「教科等」ということで訂正させていただきます。ホームページにはこの形でアップロードしておりますので、御了承く

ださい。

次に、第6回配布資料4「法教育研究会第2回会議議事録」ですが、委員の方から一部訂正の御指摘がございましたので、その部分を訂正して再度配付させていただいたものでございます。ホームページにアップロードしているのも、修正後のものでございます。

土井座長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

前回の会議では論点整理案について各委員に御議論いただいたわけですが、その後も引き続いて委員の皆様方の御協力を得て、年末に論点整理を取りまとめることができました。誠にありがとうございました。

この論点整理につきましては、予定どおり12月26日に法務省のホームページに掲載され、現在、意見募集が行われているところでございます。ただ、事務局の方のお話ですと、意見の集まり具合が必ずしもよろしくないということのようですので、各委員におかれましては、引き続きこの論点整理あるいは意見募集を広く周知するために御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題ですが、本日は、この論点整理を踏まえまして、この研究会で目指すべき法教育とは何なのかという点について議論を深めてまいりたいと思います。

これまでの会議におきましては、できる限り幅広い視点から、より根本的な検討を行っていただくために、法教育のコンセプトにつきましても、かなりの程度開かれた形で議論を進めてまいりました。ただ、既に論点整理も取りまとめに至りましたし、また、今後の検討の進め方につきましては後ほど詳しくお諮りすることになるかと思いますが、基本的には、現在行われている社会科あるいは公民科などの教育内容や法教育に関する取組み例について個別的に検討していただいて、論点整理を踏まえつつ、法教育に関するカリキュラムあるいはプログラムの検討、教材例や指導例の作成など、より具体的に議論を進めていく必要があるかと思っております。

そのためには、この段階で、本研究会として、法教育に関する基本的な考え方について更に整理しておく必要があるのではないかと考えております。以前の会議におきましても委員の方から御指摘をいただいた点でございますが、これまでの議論では、法教育の目的・ねらいといったもの、それから法教育の具体的な内容・対象、それから法教育

の前提となるような基礎的な能力，それから法教育の方法といったようなものが十分整理されないままに議論が進んできているという面があるかと思えます。そこで，今回は，これらの点を整理することで，本研究会が目指している法教育についての基本的な考え方をより明確にしていきたい，そのように考えております。

そこで，本日議論をしていただく前提として，これまでこの研究会で出た意見，これは論点整理に明記されていないものも含んでいるのですが，これらの意見を事務局の方で配布資料の2「法教育」に関する基本的な考え方の整理について」という文書にまとめていただきました。これを基にして本日の議論を進めていきたいと考えております。

それでは，まず最初に，事務局の方からこの文書について簡単に御説明をいただきたいと思えます。それでは，よろしく申し上げます。

丸山部付 それでは，配布資料の2を御覧ください。

ただいま座長からもありましたとおり，これまで法教育のコンセプトについて議論していただいた内容について，本日は，この1の(1)から(4)まで列挙してごさいます項目，具体的には，法教育の目的・ねらい，法教育の内容あるいは対象，法教育の前提となる基礎的能力，そして法教育の方法といった項目に整理して御議論いただければと思っております。

そこで，その叩き台として，これまでこの研究会で出た御意見などを，今申し上げた項目別に整理してみました。

2「法教育のねらいとして考えられる事項」として，五つの を列挙してごさいます。

一つ目の に，「法は，多様な人々が共生するための相互尊重のルールであり，国民の生活を豊かにする制度であることを的確に理解させること」とありますが，これは，法そのものの存在意義，趣旨について理解させるという意味で整理をしたものでごさいます。

二つ目の に，「個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ，自律的かつ責任ある主体として，自由で公正な社会の運営に参画するために必要な資質や能力を養うこと」とありますが，これはいわゆる法のうち憲法も含む公法的な機能についての理解に着目して整理をしたものでごさいます。

三つ目の に，「法が日常の市民生活において身近なものであることを理解させ，日常生活において法意識を持って行動し，法を主体的に利用できる力を養うこと」とあり

ますが、これは、民法など、そういった意味での私法的な機能についての理解に着目して整理をしたものでございます。

四つ目の は、「法によって自らの権利・自由が守られているとともに、他者の権利・自由をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせ、規範意識を涵養すること」とございますが、これは、法の機能と、それによって生じる義務についての理解に着目して整理を行ったものです。

五つ目の としまして、「法と他の社会制度との関係を理解させ、法の役割・機能とその限界について認識させること」とあります。これは、法の理解を通じて司法制度を始めとする社会制度の理解を深める側面に着目したとともに、法は必ずしも万能ではないのだという側面についても着目して整理したものでございます。

次に、3番目に「法教育の内容・対象として考えられる事項」という項目で立ててございますが、これは、これまでの研究会で取り上げられた題材を箇条書きに整理したものであります。

引き続きまして、次のページとして、4「法教育の前提となる基礎的な能力・資質」についてですが、これは、従来の研究会の議論の中で、様々な能力が必要ではないかということが取り上げられておりましたので、それを、「問題の分析能力」、「議論を行う能力」、「問題を解決する能力」というふうに大きく三つに分けますとともに、その前提として重要性が指摘されました「自尊感情・他人に対する共感」ということを付け加えた整理になっております。この能力につきましては、法教育の前提となる能力なのか、あるいは法教育によって身に付けさせる能力なのかといった点についても御意見のあるところだと思しますので、本日はその点も含めて御議論いただければと思っております。

なお、議論に際しての前提ということで、アメリカにおける法教育の定義と、現在の学校教育の基本方針を載せておきました。また、最後の である「段階的かつ系統的な教育」という部分につきましては、本研究会の長期的な目標の一つが、「子供から社会人まで、各発達段階に応じ、反復継続して行われるための方策について検討する」ということだったので、法教育に関する基本的な考え方の整理に当たっては、発達段階全般を通じた幅広い御議論をいただくとともに、その後、それぞれの内容について、どの発達段階で実施するのが適切なのか、相互にどのような関連付けを図るのが適切かといったことについて御議論いただくことになると思しますので、念のため、この三つ

目の を付け加えさせていただいたものでございます。

事務局からの説明は以上です。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、このペーパーを中心に、法教育に関する基本的な考え方について、委員の方から御自由に意見をいただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

私の方で幾つか、御議論いただいたらいかがかと思っている点がございます。

第1点は、法教育の内容あるいは対象というものを整理していく上で、幾つかのキーコンセプトと申しますか、中心となる概念というのを掲げていってはどうかということを考えております。これも各学校段階でどうなのかという問題はございますが、特に中学校段階のように、法に関する基本的な考え方を理解させるということを中心に考える場合には、これはアメリカの法教育の御紹介のときにもあったと思いますけれども、幾つかの法にかかわる基本概念というものを挙げて、それを中心にいろいろと物事を考えさせるというようなやり方というのが一つ考えられるのではないかと。もしそういう試みをする、法教育の上でどういう概念を想定して考えたらいいかというような点について少し御意見をいただきたいと思っているのですが、何か御意見ありますでしょうか。

この辺、アメリカの法教育にもお詳しいということで、江口委員、いかがでしょう。

江口委員 今、土井座長が言われた基本概念というものを、どの程度の広がりでも議論すればいいのか、ちょっと迷っているのですが、若干意見を述べたいと思います。

例えば、アメリカの場合には、社会をまとめていくために必要な概念として、平等、公正（正義）、参加、責任といった基本概念が大切なのだとまず位置付けします。併せて、社会がもっと豊かになり、共生的で拡張的に社会が動いていくために、例えば自由とか、プライバシー、所有（財産）といった概念を設定します。一つの方法として、こうした基本概念の現代的意義を考えるとといった教育が考えられます。今一つのタイプは、American Bar Association（ABA）のタイプで、「公共政策に影響を与えよう」とか、「紛争処理をみんなでしてみよう」とか、「みんなでルールを作ってみよう」といった実際的な活動を前提にして、その中で法的な概念やスキルを学ぶものがあります。私自身日本の法教育では、どちらのタイプを目指したらいいのかなとかなり悩んでいます。

日本へ安定的に法教育を広めるためにどっちの方がいいのだろうかというのは、委員の先生方に聞いた方がいいのではとと思っているところです。

ただ、個人的には、回避してはいけないのは、「自由で公正な社会」が目指す方向であるので、自由とは何なのか、公正とは何なのかといった内容を学ぶ教材を作っていかなければと思っています。

土井座長 どうもありがとうございます。

江口委員から、二つの考え方があるだろうと。一つは、法にまつわる概念、あるいは法で考えていくべきコンセプトというふうな形で整理するというやり方もあれば、リーガル・プロセスという言い方をしていますけれども、法過程にはそれぞれの局面があって、その局面のどの部分でどういう活動があり得るかということ想定しながら切っていくというやり方、それは確かに二通りあるかとは思いますが。

この辺り、どちらを主にするか、あるいは両方取り込んだらいいのではないかと、いろいろな意見があるかと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

安藤委員 ちょっと外れてしまう話かもしれないのですが、今、「自由」という言葉が出てきたので思ったのは、今年の成人式の報道を御覧になって、これが法教育の欠如であるということを感じました。成人になって、二十歳になって、選挙権を持つ人間が、自由の履き違えというのでしょうか、そういうものの意識が本当に欠落しているというのを皆さんもお感じになったんじゃないかなと思います。やはり、学校教育の中である程度こういうものが積み重なっていけば、ああいう事態は回避できるのではないかなと思いました。今のお話とちょっとずれるかもしれないのですが、とてもそれが気になっていたので、お話しさせていただきました。

土井座長 ありがとうございます。

確かに、言葉だけは広まっているのだけれども、「自由」にしてもそうですし、「平等」にしてもそうですし、「公正」にしてもそうなのだけれども、じゃあそれはどうということですか、あなたの考えを言いなさいと言われると、大人でもなかなかすぐに言えないという問題があります。実は、法を考えるということの一つは、こういう基本的な概念について考える、それなりに自分の見方を持ってやっていくというのを早い段階

から進めて、更に、それをベースにして様々な法秩序ができ上がっているわけですから、高校へ行き、大学へ行きということになると、もう少し細かな話になるという組み立て方もあるのではないだろうかと思えます。今、安藤委員がおっしゃられたように、言葉だけが上滑りするのではなくて、一度どこかでそういうものに向かい合って考える機会を与えるべきではないかというのは重要な御指摘だと思うのです。その意味では、キーになるような概念というのを幾つかお出しただければ有り難いかなと。その上で、江口委員がおっしゃられたように、もう少し別の視点から組み立てるということも可能ですし、お互い相反する主張ではなくて、両方の視点というのがとれると思いますので、もう少し意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

唐津委員 キーになる概念になるかどうかよく分からないのですけれども、やはり、法教育の中で子供たちに教えなければいけないポイントというのは、私は、次の二つあるいは三つぐらいかなと思っているのです。

何か問題を解決するという局面になったときに、まず、答えは絶対的に一つではないのだ、答えは複数あるのだということをまず一つの前提にして、じゃあその複数ある答えのうちのどれにするかということを決めるときに、全知全能の人間がいない中でどうやって決めていくのかという、その手続の問題ですね。この辺、どういう適正な手続が必要なのかということ、それを踏まえて、あと、今の近代の民主主義国家の中で、基本的人権だとか民主主義だとか、こういうコアになる必要な要素の中に、法治国家、法に基づく法の支配というのがあるわけですから、その3点がこの法教育の一番基本的なポイントのような気がするのですけれども。

やや抽象的な話で申し訳ないのですけれども、それを子供たちの発展段階に応じて、かなり具体的な事案を入れて教えていくというケースもあるでしょうし、もっとプリミティブな教え方をするところもあっていいでしょうけれども、世の中にあるものというのは、そういう具合に選択肢がある、その選択肢を決めるときにどうやって決めるのか、そしてそれが民主主義の前提だと、何かそういうのを教え込んでいくことかなという気がしているのですが。

土井座長 どうもありがとうございます。

今おっしゃっていただいた意見も非常に重要で、先ほど事務局の方からペーパーにつ

いて説明をいただいたときのお話にもあったように、4の「法教育の前提となる基礎的な能力・資質」という部分、「問題の分析能力」とか、「議論を行う能力」とか、「問題を解決する能力」というようなこと。まあ、「自尊感情・他人に対する共感」というのは比較的感情的側面ですけれども、上の三つが挙げられている際に、これは法教育の前提といえれば前提となる基礎的な能力なのだけれども、法教育を通じて更に深めていくべき能力・資質という側面でもあるのではないかという意見がございました。

答えの複数性というのは、明らかにその答えが分かっている、それを自分の頭で考えればたどり着くというのではなくて、いろいろな意見を聞いて考えていかないとけない、その答えというのも決して自明なものではないのだから、どういう形の手続きを経て議論を行うのかというようなこと自体が大きな問題だという御指摘だと私自身は思いますし、それはそのとおりではないか。

この点につきましては、後でもう少し御提案したいというか問題を提起したい中に、裁判の位置付けというのがありますので、それとの関係でも少し後で御議論いただきたいと思っています。

今のお話について、一つ、この対象との関係で重要だと思うのは、答えの複数性を考える際には、やはり何かの問題があるのだらうと思うのですね。その問題として、例えばさっきの自由ですとか、公正ですとか、後は平等といったときに、じゃあ何が平等ですか、何が公正ですかというふうに問いかけたときに、恐らく答えは複数になってくる。それで議論をしながら、ああ、人にはいろいろな考え方があるんだと。しかしながら、一つの社会を造るわけですから、取りあえずこういう結論でという議論の進め方をするのだらうと思うのですね。

特に法教育というような場合に、では、どういうテーマ、あるいは、事例としては具体的な事例を挙げてもいい訳ですが、それを通じて考えさせようとしているキーとなる考え方というのは何なのかということちょっと考えてみたらどうか、そうすることで、いろいろな議論をさせるやり方についても収斂していくことになるのではないかというふうにして御提案をさせていただいているので、単に内容だけではなくて、そういう議論そのものと結び付けるべきだという唐津委員の御指摘はそのとおりだらうと思います。

それとの関係で唐津委員に少しお伺いしたいのですが、企業法務というか、企業との関係もおありだとは思いますが、そういう私法的な領域等も含んできますので、こういうキーワード、あるいは、抽象的にはなりませんが、こういう問題点というものについ

て何か触れた方がいいというような御意見はございませんでしょうか。今挙がっているのは「自由」とか「公正」とか、一般的に言えば、「正義」とか「平等」とか「責任」とか挙がってくると思うのですが。

唐津委員 当たり前ですけれども、「合理性」であるとか。

土井座長 私の中で考えていて、中で挙がっているのは、法的に近付けて言う表現をすれば「契約」、しかし、もう少し抽象的な言い方をすれば「約束」、つまり、物事を約束して取決めをして、それを守りながら実現していく、そしてお互いにその約束が守れなかったときにどうするのだという、これは私法の一番重要な柱の一つなのですね。そういう約束の意味だとか、約束の効果だとかというようなものも触れてみてもいいのかな、それが私法の基本的な考え方の一つなのかなという気もしなくはないのですが、ただ、「契約」というのがなかなか言葉としては難しいというのと、キリスト教社会では独特の意味を持つ言葉ではありますが、日本で一般的な概念として使えるのかというような点もあるのですけれども、その辺いかがですか。御意見をいただければ。

江口委員 今、唐津先生が合理性と言ったときに私がパッと思ったのは、アメリカのカリキュラムは、やはり先生が言われた費用対効果とか負担と利益とか、結構、比較してごらん、考量してごらんというスタンスをとるのですよね。それは一種の手続的な公正さに関する決まり事なのですよね。ある約束をすることがこういう権利やこういう結果をもたらすよということ。その内容に関しては個々人の世界の中で多分選び取っていくわけですから、そういうようなプロセスにおける手続上の公正さというのはどこかで考えさせてあげないといけないなと思います。それが多分、法の限界。ここで限界という議論をしてきたけれども、法が限界を持つということもあると思うのです。結果としては公正ではないのに、仕方がないなという形でずっと考えていく決定もあるし、もっと結果が正しいように、かつてのルールはちょっと変えてみようというような一種の対応の仕方はありますよね。だから、そういうような形での資質を育てたりするというのは必要だと思っています。

土井座長 どうもありがとうございます。

法の見方にとって、一般的に言えば「法と経済学」と言われるアプローチがありますし、法そのものの実現にとってどういうメリットがあってデメリットがあるのか、それを考量してメリットを最大化させるようにシステムを造るべきだという功利主義的な考え方というのもアメリカを中心に有力にあるところですし、そういう発想を取り入れるということも確かに一つの在り方だと思います。望ましい法、ここで挙がっている内容からいくと望ましいルール作りというような側面は、そういう面があるのかなという気がします。

そのほかいろいろとコンセプトはあり得るかとは思いますが、その点についても、いろいろと御意見ありましたら、またお寄せいただければと思っております。

次に私の方で提案させていただきたいというか、問題提起をさせていただきたいと思っておりますのは、一つは、法教育における裁判の位置付けの問題であります。司法教育あるいは裁判教育というのと法教育というものの違い、あるいは重なり具合の問題でございます。

それを私の方から申し上げさせていただき理由は、先ほども触れましたように、4の「法教育の前提となる基礎的な能力・資質」のところですが、議論を行う能力あるいは問題を解決する能力というふうに一般的に言いますと、こういうふうに掲げることができようかと思えます。ただ、問題を解決する方法あるいは議論の方法ということを考えますと、それはそれぞれのシステムと申しますか、それぞれに独自の議論の立て方あるいは問題の解決方法というところがあるかと思えます。

広く法をめぐる活動ということを考えますと、典型的には裁判が挙がってくる、それは確かにそうでございます。では、その裁判というのはどういう議論の立て方をするかと申しますと、公平な裁判官と申しますか、公平な第三者がいて、その前に相反する当事者がいて、当事者がそれぞれの議論を主張し、立証する、それに対して公平な裁判官が判断を示すという議論の構図をとります。しかしながら、例えばルール作りということになりますと、決してそういう構造を造っているわけではなくて、それぞれの利害関係を持つ多様な利害関係の人たちが集まって議論をして、最後は多数決になるのかもしませんが、そういう形でルールを作っていくという議論の立て方、問題の提起の仕方になります。後、弁護士の先生方や企業法務でおやりになるということになりますと、そういうルール作りでもなければ裁判でもなくて、法をめぐる交渉と申しますか、相反する当事者同士がそれぞれの主張をやってお互いに合意を形成していくという議論の立

て方、あるいは議論の合理性というようなものが出てまいります。

このように、問題を解決する能力あるいは議論の立て方というふうにしماしても複数
のものがあり得るところなのですが、法教育を考える上で、その意味で、法の典型例で
ある裁判というようなものをどういうふうに位置付けるか、正にそれに統一するのか、
あるいは、それは法教育の一つの議論モデルであって、ほかの様々な議論の立て方とい
うようなものを含めながらカリキュラムあるいは教材というのを考えるべきなのかとい
う点を少し御議論いただいた方が、焦点を明らかにする上でもいいのではないかと思
うわけですが、この点いかがでしょうか。法曹三者の御意見等を伺えればと思うので
すが、いかがでしょうか。

絹川委員 私としては、やはり裁判というものを余り強く出してしまうのはどうかとい
う気はしております。というのも、余りその点に偏ってしまうと、一つは知識の面に陥
りやすいというところもあると思いますし、何よりも、やはり一番欠落しているのは、
問題の分析能力、議論を行う能力のところだと思っていて、そこがある程度できていけ
ば、そこを厚くしていれば自然に問題は解決するわけですし、法的な紛争という物事も、
実際には裁判で解決するなんていうのはごく本当の一握りの、一粒の話であって、実際
には交渉だとか議論の中で解決しているわけですから、そこをより重視する方がいいの
ではないか。ただ、考え方の一つ、こんな考え方で紛争を解決する最終的な仕組みもあ
る、皆さんも困った場合にはこういった方法もあるんじゃないでしょうかというような
形で生徒さんたちに裁判の仕組みとか裁判的な考え方も教えていくということはあつて
いいのかなと思っております。

土井座長 どうもありがとうございます。

必ずしも裁判を中心に考える必要はないのではないかと、当然一つの大きな要素ではあ
りますが、中心に考える必要はないのではないかと御意見をいただきましたが、こ
の点に関して、ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員 私も、基本的には、裁判だけとか、裁判中心だけというような議論は避けた方
がいいのだらうと思います。

ただ、逆に言うと、裁判というものがなぜ必要なのかというようなことは一定程度メ

ッセージとして伝える必要はあるだろうと思います。ですから、何らかの紛争事例を与えて、それについて双方の立場で議論をしてもらう、その中で最終的には誰が解決をするのか、判断をするのかというような場面が生じるのか生じないのかといったような問題状況を設定してあげることは面白いことではないかと思っています。

それから、先ほどから、複数の回答があるということがありましたが、複数の回答がいろいろな紛争解決であるということは確かに非常に重要なことなわけですけれども、逆に言うと、それぞれの人としては、これが自分の立場としては正しいのだと思うと。それが正義の観念から言うのか、平等の観念から言うのか、何だか分かりませんが、感情かもしれないのですけれども、その一人一人が言う意見は、自分としては何らかの論拠があって言う。最初から何でも答えはありですよというのでは恐らく何も議論は生まれません。より良いものを見つけていくということが必要なだろうと思います。ですから、全知全能の神しか分からないような本当の正しい答えをみんなが目指す。目指す中で、それをどういうふうにやっていくのかで悩む、更に言うと、裁判では、事実かどうなのかということに悩んだりするわけですが、そういうものもどうやったら分かっていけるのかというところを悩むというようなことがあっていいのではないかなと。

実際の弁護士の業務から見ますと、確かに言われるように交渉事で終わるケースも非常に多いものですから、そういう中で法的に問題を考えて出していったら、双方が納得をした解決になるということで済みますわけですが、それで済むわけですが、そういうものもあるわけですから、紛争をどういうふうに解決していくのか、その制度がどんなものなのかというようなことの位置付けの中で裁判というのが出ていけばいいのかなと考えております。

土井座長 どうもありがとうございます。

そのほか、御意見いかがでしょうか。

私個人の意見としては、裁判というモデルというのは非常に重要な意味がある。ただ、これは比較的難しいモデルなのですね。特に公正な裁判官 - 裁判官でなくても、要するに公正な第三者としての立場に立つというところまで能力的に達していくというのは、子供には様々な発達段階がありますから、すぐに例えば小学生にやれといったところで、なかなかできない、ある段階に達しないとできないことだろうということと、もう一つは、それぞれの役割において、それぞれの立場において役割が違うのだということを正

確に理解させる必要がやはり出てくるのだと思うのです。それは、それぞれの立場において言うべきことも違う、主張する内容も異なるのだ、しかし、それ自体は役割として意味があって、三つなら三つの役割が十全に発揮されたときに全体としてうまくいくのだというようなことを理解させるというのは比較的難しいことではあるけれども、社会人として制度というものを動かしていく上では非常に重要な意味を持っている。だから、どこかできっちり教えないといけない内容ではあると思っています。ただ、それが早い段階からすぐにうまく理解されるのかどうかという点は、これは教育の先生方に御検討いただいて、うまくまとめていただければ非常に有り難いのではないかと。当事者として一生懸命物事を考えて、自分の意見を明確に言ってしまう能力から始まって、最終的には自分が第三者の立場に立ったときには、それぞれがやっている役割も、主張しようとしていることも分かった上で公正に判断を下すのだということまで持っていければ、恐らく法的議論の一番重要な部分が最終的に身に付くということになるのではないかと。そういう意味では、そういう位置付けでカリキュラムや教材なんかがあればいいのではないかと個人的には思っております。その辺少し御検討いただく、あるいは御意見をいただければと思っております。

あと、もう1点御議論いただきたい点は、「法教育の内容・対象として考えられる事項」として、「ルール作り」から「司法・裁判制度の基本的な枠組み」まで幾つか掲げております。これについて、落ちている、あるいはこういうものはどうかという御意見がありましたら、できれば今いろいろな意見を出していただくと有り難いと思うのですが、いかがでしょうか。

特に私の方から御意見を賜りたい点を考えますと、「憲法上の基本原理・価値」というのは、ある程度、現在、社会科の中にもかなり入っております、教え方の問題ですとか、取り上げ方の問題というのは議論していく必要はあろうかと思いますが、どれを取り上げてどうこうという話では余りない領域になります。「司法・裁判制度の基本的な枠組み」につきましても、教科書等を見せていただくと、それなりに書かれている領域でして、これも教え方の問題あるいは身に付け方の問題というものはあろうかと思いますが、内容としてどうこうという話ではなからうかと思えます。

ただ、大きな問題は私法分野をめぐる問題でして、これがやはり、若干の家族法に関するものが中学校の教科書等に入っているのですけれども、かなり基本原理について触れられていない状況にあります。これについてどういうふうな教え方をするか、ある

いはどういう内容を取り扱うかということについて、今の段階で少し御意見を伺って、今後反映させていく必要があるのではないかと考えているのですが、この点について何か御意見ございますでしょうか。

大杉委員、現在、中学校でどれぐらいのことを私法分野について教えていらっしゃるのでしょうか。まあ、経済で教えていらっしゃる部分もあるのですが。

大杉委員 以前お話しいたしましたように、公法としての憲法は体系的に、私法的なものについては問題単元的にといいますか、消費者問題とかいろいろな問題について、個人と個人の関係ですね、消費者問題でいえば生産者と消費者という、その二つの関係でどうかという形で学習がなされているのですけれども、そういう意味では、「私法分野の基本的な考え方」と、この「 」にあります個人と個人の関係がリンクするのだろうと思うのです。個人と個人の間を法がどう結ぶかというところで、基本的な考え方をどう教えるかという形になるのかなと思います。

あと、付け加えさせていただければ、内容・対象として考えられるのは、ねらいから演繹的に考えないといけないという意味では、「自由」という問題とか。ここでは「自由」、「責任」、そして「権利と義務」という問題は、司法関係でも「権利と義務」というのは、当然、法の中であらわれるわけですので、そういったものが必要ではないかなと思います。

土井座長 どうもありがとうございます。

以前も議論になったとは思いますが、高校の政治経済の教科書などを拝見させていただくと、消費者問題にプラスして労働法関係の問題が雇用の関係では出てくるのですが、どうしても私法の基本的な考え方、民法を中心とした基本的な考え方というのがどうも抜けているというのは率直な意見として私自身が持っているところでして、どの程度の内容をどういう形で教えるかという点を少し御議論いただいた方がいいのではないかと。基本的に契約の問題ですとか一切触れておりませんし、憲法のところで財産権を触れて、所有権という言い方をしますが、しかし、それは憲法上の権利等々の問題で、実際に私法でいうところの所有権ではありませんので、所有権あるいは抵当権等の物権的な問題というのほとんど触れられていないという状態になっておるといのが本当にいいのかどうかという問題があるかと思いますが。この辺、法曹、弁護士あるいは裁

判官の先生方の方で、もちろん難しい問題は法学部に行かないとなかなか教えられるような問題ではありませんけれども、この辺どういう感じをお持ちになっておられるか、少し意見を伺わせていただければと思うのですが。

鈴木委員 いわゆる民法の考え方の根本にあるのは私的自治という、それぞれの、国家は余り関与しないよ、介入しないぞ、私人間で決めていただいてもいい、それが契約になって、それでまた権利・義務が生まれるというような発想があるわけですがけれども、それから、所有権であるとか担保物件であるとか、そういうものがありますけれども、我々法律家も法学部に入って初めてこういう概念を身に付けるというか、初めて知っていく。ただ、「所有」なんていう言葉は日常的にも使われていなかったわけではないのですけれども、どうもそれとは違ったものとして出てくる。また、それが実は民事裁判にも波及してしまっていて、当事者主義といって、それぞれが主張しなければ裁判所の方は特に介入しないというようなところまでいっていますので、根本の考え方に民法の私的自治の考え方というのがあるわけですね。それから、契約の考え方。今出ている個別の、消費者問題であるとか労働問題であるとか、そういったものは、法学的な考え方でいうと、あくまでも民法の特別な関係にあるという理解をされていますので、やはりその民法の基本にある考え方というのを、どの程度かというのは、それは非常に難しいので、本当に学校の先生たちにどの程度教えていただけるのかというようなことがあるかと思えますし、そんな細かいことは要らないというのはあるでしょうけれども、ただ、根本の原理・原則のようなものについては理解していただくということは大事なのだらうと思えます。ですから、そのための教材作り、カリキュラム作りというのが必要だらうと思えます。実際、法律相談などを受けていても、その部分についての理解を求めるのが最初なかなか大変な部分があります。そんな、感想的な意見ですがけれども。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、唐津委員。

唐津委員 今の御意見に私も賛成なのですがけれども、法律なり法というのは、大体はあらかじめ何か書いてあって、それに従わなければいけないというイメージで子供たちはとらえると思うのですがけれども、私法の分野というのはそうではなくて、今正におっしゃ

った，私的自治で，自由に物事を決めて，約束をして，それに違反した場合には，最後は裁判所でもって権利の実現が図れるという，そういうものであるわけですね。だから，いわばルール作りにもつながるところがあるのですね，契約というのは。

あと，私法分野で抜けてはならないのは，個人対個人だけではなくて，個人対集団と申しますか，例えば会社なんていうのは典型的なのですけども，会社の中の仕組みというのは，これはやはり私法関係でもって成り立っているわけですね。ところが，ある程度画一的なものにしなければいけないということで，ああいう商法という法律を作っているわけですけども，会社ではない，社団であるとか財団であるとか，そういうものも世の中にいっぱいあって，ちゃんとした活動をやっているわけですけども，それも基本的なところはやはり私法から発足しているわけですね。それが，メンバーが非常に多いということもあって，ルール作りをやっていかなければいけない，法律ではないルール作りをそこでまたやってきているという意味からすると，私法の分野というのは法教育にとっては非常に大事なところな気がするのです。ルール作りにも関係するし。

土井座長 どうもありがとうございます。

私自身はそのとおりだと思っていまして，鈴木委員からも，今，唐津委員からも御発言がありましたけれども，私法の基本原則は私的自治だというふうに言っていて，国民それぞれに任せるのだと言っているのですが，では国民それぞれがやろうとしたときに何も教えていないというやり方を従来からやってきているわけです。公法関係というのは，確かに憲法を含めて大事な側面はあるのですけれども，これにかかわるといのは，やはり相手が国家であったり地方公共団体であったりするわけですから，そこでの接触があって，向こうからいろいろな情報を得ながら，その中で交渉をしながらやっていくという関係なのに対して，私法の典型例は，本当に国民あるいは市民同士でやるのですね。だから，それぞれにある程度の知識というか，ある程度の理解がないと何もできない，あるいは間違ったことばかりやってしまうという側面があるので，本当はこのところの基本的な考え方ぐらいは教えておかないと，私的自治だと言っておきながら，何もそれを実現させる方法を教えないというのは，個人的にはおかしい話になっていると思います。そこでまず私法の基本的なことを教えたらどうか。その上で，完全な私的自治というふうにしてしまうと様々な問題が発生してくるので，それが消費者問題であったり労働問題であったり，どういう形で是正をしていくかということをして，やはりしっか

り教えないといけないのではないか。

企業などにつきましても、教科書などを見せてもらいますと、企業という項目は一応あって、そこでどれぐらいの資本金だと株式会社になるとか、中小企業やどうこうというような知識は書かれてあるのですけれども、企業を支える構成原理というか、基本的な考え方というのは必ずしも法的には載っていないというやり方になっているので、その点を是非御議論いただいて、充実させることができれば、一つの法教育の我々として提言できる内容ではないかと個人的に思っております。

この点、今、一般的な司法のルールの方から御発言いただきましたけれども、消費者法と一般私法という関係で、山根委員、何か御発言ありますでしょうか。

山根委員 今日とは難しくて、なかなか意見がまとまらないのですけれども、まず私が思うのは、大前提として、消費者トラブルとか、そういうトラブルとか紛争に巻き込まれないようにするというのがまず大前提ですよね。そのためにはどういう生活を送ればよいか、人との付き合い方をすればいいか、それが大前提で、それは段階を経て子供たちにも教えてほしいということ。そして、そういったトラブルに遭ったときに、どうい解決方法があるかというところでまたいろいろな窓口も示すようなカリキュラムも欲しいですし、その能力を高めるものが必要になってくるわけですよ。

土井座長 ちょっとお伺いしたいのは、消費者問題などを取り扱われることが多いかと思うのですけれども、御相談に来られる方等々については、そもそも民法の基本的な発想なんていうのは全然御存じないままに、「困りました」と来られますよね。それに対して応じられるわけですけれども、その点で、もう少し相談に乗られる側が比較的民法だとかということについての、細かな条文は覚えられませんし、細かな制度は無理だと思うのですけれども、基本的な発想というものを持っている方がいいと感じられる部分はおありになりますでしょうか。

山根委員 それは常に感じております。本当に消費者トラブルの増加はものすごいものでして、各消費者センターの窓口も電話がパンク状態で、それでもまたいろいろ品を変えいろいろ悪徳商法などもどんどん出てまいりますので、それだけ考えても、泣き寝入りしている人もたくさんいるわけですので、いろいろ情報は出ていると思うのですけれ

ども、届かないところがありますので、そうしたところだけ見ても、難しい法律の部分ではなくても、自分の本当の日々の生活を守る、当たり前の生活を守るところの手立はしてほしいと思っております。

土井座長 ありがとうございます。

なぜ私自身私法にこだわるかというところもあるのですが、司法制度改革の一つの柱として、法曹養成に関して、「社会生活上の医師としての法曹」の養成という意見が司法制度改革審議会に出ていますので、医療にある意味例えて申し上げますと、幾ら立派なお医者さんがいても、そもそも患者の方が、自分は病気かもしれない、これは医者にかからないといけないかもしれないというのをどの段階で気付くかという問題はあるかと思うのです。医療で早期発見、早期治療というのがありますけれども、法の問題もほぼそれに近くて、気付かないままにどんどんぬかるみにはまって行って、実際はもうどうしようもなく裁判所に行く。結局、裁判官の目の前に展開されるのは、どうしてここまで放置して、こんなややこしいことになったのだというような事件しか上がってこないというようなことになりかねない。その意味では、特に刑事法の分野ですと、警察などが様々な形で積極的に介入してくる部分はあるのですけれども、私法の分野については、基本的には当事者が、これは問題なのだというふうに気付いて、適切な対応をとらない限りは、ますます悪化するだけという状態に陥ってしまう。その意味では、医者になるような専門的な知識を広く教える必要は全くなくて、それは将来、法曹になるという人たちに専門的な技術を教えたらいいわけですけれども、一体何が基本的に問題で、自分は、これは法的に非常に問題な状況に置かれているんじゃないかということ気付くために必要な基本的な前提というものは広く教えておく、あるいは学んでもらう必要があるのではないかと、その上で、その解決を適切に行うという法曹システムというのが機能するのではないかとこの考えを持っているのです。その意味では、私法の領域というのは重要なのではないかと考えております。

そのほか、私法の問題は置きまして、こういう内容を入れればいいのか等々、御意見ございましたら御自由に御指摘をいただければと思います。ほかの項目でも結構ですので、御意見をいただけますでしょうか。

高橋委員 今、座長がおっしゃったのは、いわゆる医学から見れば予防医学という形で、

我々司法からいけば予防司法という考え方なのですけれども、司法書士が多くやっているのは消費者教育であって、それが、最初の発端というのは、大体聞くと、多重債務被害が増えているので、その事後的な救済もいいけれども、できれば根本的ないわゆる法律の理解、契約、約束をきちんと守っていけばそういった事態に陥りませんよというような予防司法の考え方になっているのですけれども、そういった意味では、早い段階から、最初から出ている、能力を養成するというようなことも必要ではありますし、また、それではなかなかやはり、私たちもいろいろな学校に行っても、能力に非常に差があるというのは感じるのですね。例えば学習困難校であれば、そういったことはとても手が回らないですし、そういう学校に限って非常に校則が厳しくて、先生は正しく学校の中の法をきちっと当てはめて、おまえら守れよというような学校もありますし、そういった意味で、大きな意味での法教育を普及させるというのは非常に難しいかな、時間はかかるかなと思いますので、できれば、「法教育の内容・対象として考えられる事項」というところがありますけれども、身近な素材を加えながら、家庭でも、学校の先生も生徒たちも分かるような題材と照らし合わせながらの法教育という形の方がいいかな、その方が根づくかなという思いはしております。

土井座長 どうもありがとうございました。

素材を身近なものに選ぶということと、予防司法の観点からという御指摘をいただきました。これは私なりに考えたときに、是非今後検討していただきたいという点ではあるのですが、2ページ目の最後に挙がっている「段階的かつ系統的な教育」の問題であります。

予防司法の問題を考える際には、やはり例えば契約とは何かとか、自由とは何か、権利とは何かというようなキーコンセプトをテーマにして、そして法的な考え方、見方というものを教えるというだけではとどまらなくて、基本的に制度の問題というものに触れていかないと十分な知識にならない。では、そういうものを含んでいく場合に、どの段階を想定して、どういう内容を教えていくかという問題がやはり出てきて、中学生に対していきなり抵当権というようなものを話してもピンとこないし、また、実際にそんなものはすぐに役に立つ話ではない。あるいは消費者契約の問題にしてみても、実際に中学校を出てすぐ就職する子たちもいるわけですから、全部が全部そうではないにせよ、高校などに行く子が中心ですから、必ずしもすぐに自分で契約するというわけでもない。

そういう段階でそういうことを教えるのに意味があるかという話になってくると、いや、もっと基本的なものと。ところが、高校の18歳ぐらいになってくると、下宿する子も出てくるし、実際に働く子もかなり出てくるというような段階で何を教えるかという問題も出てこようかと思うのです。この辺になってきますと、どういう教科・科目で、どういう段階で何を教えるかということによって、それぞれイメージするものが違ってくるのではないかと考えております。

その意味では、3に挙がっているそれぞれのテーマについても、どちらかというところと中学校でやった方がいいようなもの、どちらかというところと高等学校でやった方がいいようなもの、あるいはそれぞれの項目において、中学校に向けてやるやり方と、あるいは高校などでやる場合にはもっとこういうふうな踏み込んでというようなやり方が出てこようかと思っておりますので、その点についても検討していただく必要があるのではないかと考えております。その意味で、予防司法の問題というのは、法に対する基本的な考え方を超えて、実践的にどういうふうにしてもらうかという問題を含んでいますので、それについても、広い視点では考えていく必要があるのではないかと考えております。

そのほかの点でいかがでしょうか。後の関係でというか、議事を先取りするような形になってしまいますが、後でもう少し具体的な進め方について御議論をいただきたいと思っておりますので、今の段階で、できるだけ、今後議論をして、具体的に詰めていく上で是非考えておくべきこと、あるいはこういうものを入れてほしいというようなことを、できるだけ御意見をいただきますと今後の進め方にとって有り難いと思っておりますので、何でも結構ですので御意見をいただければと思います。

館委員 進め方にどこまで寄与できるかはちょっと別としまして、先ほど、裁判をどんなふうにするかという議論があったと思うのですが、その段階で、やはり裁判そのものよりも、法教育の前提となるような問題分析能力だとか、議論を行う能力等々が必要ではないかと、私もそれに賛成するわけですが、ただ、実際に教育の現場で考えていきますと、では、問題分析能力とか、議論を行う能力ってどうやって付けるのだ、問題を解決する能力ってどこでやるのかなと考えていったときに、もちろんいろいろな各教科でそういった力を培っていくことは可能だと思うのですが、どこを中心にするということではなく、いろいろな場面で考えていく、あるいは育てていくような能力なのかなという気がしてしまうわけです。

ですから、そうしたときに、生徒にとってみれば、私なんかの長い経験でいうと、やはり裁判というものに対する興味の寄せ方というのが非常に強いものが生徒たちにはあることはあるのです。それから、刑事ドラマなんかでも、映画でもそうですけれども、裁判の場面というのは非常に面白くというか興味深く見ることができるわけですし、あそこで一体どういう立場の人がどんな意見を言い合って、先ほど、公平な裁判官の下に当事者が、刑事裁判でいえば、片方が攻める、片方が守るというような形で、どこに本当に公平な判断が下し得るのかということがあるというふうにおっしゃられたと思うのですけれども、そういったような、いわゆる真実をどのようにして突き詰めていくのかみたいなプロセスにもかかわるようなものとして、それから、先ほど言ったように、生徒たちにとってみると興味のあるものとして裁判というのが位置付けられるのかなんていうことで言うと、やはり法教育の中に入れていく必要が一方であるなという気がしているのが一つです。

もう一つは、先ほど鈴木委員の方から、一人一人の意見の尊重と同時に、やはりより良いものを作ろうとする姿勢がなければいけないのではないかという御意見があったかなと思っているのですけれども、今の中学生は、下手をすると、おまえはこの意見ね、僕はこの意見よ、はいおしまいと、何ていうのですか、次の段階の、では集団というものとしてより良いものを、あるいは多少ぎくしゃくはしながらも全体が合意できるものを作っていこうというような、私的自治の精神に至るところがなかなか難しいのですよね。だから、その辺のところをどういうふうな形で……。全面的にそれを取り扱うことは難しいと思いつつも、その精神というか、子供たちの考え方の方向性を持っていけるような場面というのも何かどこかで考えたり育てたりすることができないのかなという、後半はちょっと漠然としたというか、答えが見つかりにくいのですけれども、そんな思いで今います。

土井座長 どうもありがとうございました。

今の点いかがでしょうか。

江口委員 私も館委員の意見に賛成で、絹川委員や鈴木委員が、司法に特化してはいけないというのはそのとおりとは思いますが、犯罪とか紛争に対してそれをどう社会が正しく解決しているのだということを見せない限りは、子供たちは幾ら理屈を言ったからと

いってそれに従うことはあり得ないだろうと思います。裁判は紛争解決での一つのクライマックスなのだけども、教え方を工夫することは、教育現場にとっては絶対必要なことだと思っています。アメリカの場合でも、法教育の中で、例えばドラッグ、喫煙、飲酒の予防教育や犯罪との関連を考えさせる教材などや判例を利用した司法教育があり、重要な位置を占めています。そのため、犯罪と司法なのか、犯罪と裁判なのか分からないけれども、そこにかかわる教材は何か作れないかなという気がしております。

土井座長 いかがでしょうか。

おっしゃられるように、裁判の問題は位置付けが非常に難しい点ではあると思うのです。ルール等の関係で最初に江口委員が御指摘になられたように、法を広く取り上げると、法を形成するというか、法をルールとして作り上げていくというプロセスも法的な問題ですし、現にあるルールを実際の紛争に適用して解決していくというやり方、これは典型的な裁判のやり方なわけです。紛争の解決の仕方として、事前にそれなりのルールをみんなが共有していて、それをめぐって争いが発生したときに、お互いの主張を聞いて、そのルールを公正に適用して解決していくのだ、そして、その解決策にはみんな従わないといけないのですよということを教えるという側面が裁判に関する教育の一つの大きな眼目なのですね。

ただ、それだけをやってしまうと、ルールというのは今度は逆に所与のものであって、あとは守るだけなのだということになってくる。しかし、そのルールというのはどうやってみんなで作るのだという問題がやはり出てくる。では、法教育という射程にその両者を含めるのか、それとも狭義の意味での裁判というのに特化するのか。この点について、先ほど絹川委員や鈴木委員から出た意見というのは、裁判というのも重要だけれども、必ずしもそれに限定する必要はないでしょうということでしょうし、今、江口委員等から出た意見は、しかしそれでもなお裁判というのは重要な側面があるし、法の重要なポイントであるという点はやはり依然して残るだろう。それをうまく、先ほども申し上げましたけれども、各段階ごとにどういうふうに整理をして、全体としての像を子供たちに教えるかということ調整する必要があるのではないかと考えております。

鈴木委員 今出ていた、特に犯罪の絡みですね、刑事裁判をどういうふうにする。恐らく小中、高校生も含めてですけれども、裁判とって真っ先にイメージがわくのは刑事裁判だと

思うのです。また、我々が行っても、話を聞きたいのは裁判の話ということになることがあるだろうと思います。そしてまた、実際のところ、実際に何か犯罪を犯したということで捕まった人が、手続的なことであるとか、そういうようなことが全く分からないでいらっしゃるというような状況もありますので、その部分を何らか、きちんとした知識というのではなくて、考え方を教えるということは、ある意味で大事だろうと思います。また、それが、実際に自分が被害に遭った場合にどういうふうになっていくのかという被害者の立場というのものもあるでしょうし、これは、いつどこで自分が被害者にならないわけでもない、また、逆に言えば加害者にならないわけでもないのかもしれないのですが、そういった部分をどういうふうに考えていくのかということですから、これが不必要ということではないと思うのですね。ただ、これが、今、模擬裁判だとかいろいろたくさん行われていますけれども、これに特化してしまうのは怖いという感覚を持っているというだけであります。ただ、またもう一方では、無罪推定の原則であるとか、被疑者の権利の関係、それから被害者の今問題になっているような問題状況と、結構難しい部分がかかなりあります。ですから、それをまたどういうふうに教えていくのかというあたりは慎重にしなければいけないだろうと思います。

安藤委員 これは少し末端的な話になってしまうかもしれないのですが、ちょうど小中高生というと、少年法という問題と直面する年齢だと思うのです。現在、情報が非公開だったりする中で、今の小中高生の中での認識は、大人の目から見ると少年法の目をくぐり抜けるという方向に意識が向かってしまっているようにとらえられるところが多いのですけれども、例えば、未成年であって、犯罪を犯した場合の、その後の、どういう展開になっていくかというところで、法律的には責任を負わないで済むかもしれないけれども、それ以外の部分もすごく大事だと思うのですね。その辺のところをどういうふうに子供たちに教えていったらいいのかということとどこかに入れる必要があるのではないかなと私は思います。ちょうど直面している年ごろなので。いつ被害者になるか加害者になるか分からないという状況の中で、その辺をちょっと入れていただけたらいいかと思うのですけれども。

土井座長 この点いかがでしょうか。

犯罪の問題あるいは少年法の問題というのは取扱いが非常に難しいといえれば確かに難

しい問題ではあります。とりわけ少年法の問題は、こういう言い方をすると語弊があるかもしれないですけども、少年法というのは少年に是非学んでもらわなければならない法であって、少年が積極的に利用するための法であるという形で作られているものではなくて、少年が何かを犯したときに社会の側がどう対処するかという形をとっているわけです。だから、少年法の精神を少年に理解してもらおうというよりは、問題としては、犯罪がいかなるものであって、それによって被害者が発生してどうなるのかということがやはり基本の問題だろうと思います。ただ、現在の少年法にいろいろな問題があるということをどう議論するかという、それはまた一つのテーマの在り方であることは確かです。その意味で、触れるということは可能ではないかというふうには思いますが、これ自体を詳細に教えるというわけにはなかなかいかない領域だろうと思いますね。

鈴木委員 今、座長がおっしゃったことに賛成なのですが、本当に年間通してののかカリキュラムがあって、それから小学校から高校ぐらいまでのカリキュラムの中というような形で大きなものがあるのだとしたら、その中で少年法を1コマというようなこともあり得ると思うのですが、実際のところ、ここの中にありますが、「自尊感情・他人に対する共感」といったようなものをむしろ身に付けていただくことを優先することで、それぞれの子供たちが犯罪にかかわらないものになっていくのではないかと。少年法あるいは少年法の手続がこうなっているから、おまえらやってはいけないんだよというのは、実際私が少年事件を担当しても、それでは通用しないと思うのです。ですから、大人の側はそうではなくて、むしろ自尊感情・他人に対する共感、その中から自分がどういう行動をとるべきかということを示していくということが大事なのかなと思っています。

土井座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。あともう少し時間がございますので、御議論しておくことはないでしょうか。

西山委員 刑事裁判の扱いについての難しさというのは、鈴木委員も言われたようなところがいろいろあると私も思うのですけれども、一つ考えとしてあるのは、刑事裁判といいますと、国の秩序を守るためのシステムでもあるので、我々が言っている法教育というものと違う概念がたくさん入ってくる分野だと思うのです。法は所与のものではない

のだという意識をまず掴んでほしいという方向性からすると、刑事裁判で使われる法は、それとは違って、むしろ、国がある以上必ずなければならない所与の法であると言い切ってもいいと思うのです。人を殺しても何も処罰されないというような国は存在しないわけで、この観点からすると、刑事裁判というのは、特化させるどころか、扱うこと自体がかなり難しいと私自身は思っています。

ただ、私的自治というところにもかかわりますけれども、何人かの人たちが集まって一つのグループを作ったときに、そこに何かしらルールが必要だろう。みんなでグループとして存続するための何かしらのルールが必要だろう。そうすると、当然、ルールを破ったらどうしようかという問題が出てきて、それで、刑事裁判とまで言わなくとも、要は罰をやはり与えましょうというふうな話にもなりますし、罰を与えるときに、言い分を何も聞かずに罰を与えていいのだろうかという手続的な話にもなるので、刑事裁判で法教育にも必要であるという部分は、そういったルール作りのところでかなりの部分扱えるのではないかと思うので、いきなり国家が司る刑事裁判の分野というのではなくて、そういった形で持ち込むやり方は工夫としてあるのではないかと思います。

土井座長 どうもありがとうございます。

犯罪の問題で一番典型的な問題は殺人だろうと思うのですがけれども、殺人はいけないことなのだということ自体を頭の中で理解しない子供がどれだけいるかということ、それはそんなに多くないのだと思うのです。それでもなお実際に犯してしまう子がいるということはあるわけですが、刑法の特に自然犯というか、ごく普通に昔からあるような犯罪類型というのが大体いけないのだというのは改めて教えなくても、これはどちらかということと家庭教育の段階から、人を殺してはいけません、人の物を取ってはいけませんというようなことは比較的習ってきていて、ところが、それが実際になかなか歯止めが効かない子供が出てきたりする。その場合に対処方法として一体何が適切なのかというのは、これ自体やはり議論をする必要がある。それは法的な知識を教え込むことによって解決できる問題なのか、根は別にあるのかというような問題もあろうかと思います。

あと、ややもすると、厳罰が下されるのでやってはいけないという論理、厳罰主義の論理ですね、それに基づいて、いかに厳罰であるかということをお教え込むということだけになってしまうと、これは刑罰の在り方としては、ある側面ではありますけれども、

全部をとらえないということになっていきますので、この辺、もし取り扱うとしてどう取り扱うのが適切かということについては学校教育の観点から考えていただく必要があるかと思えます。

そのほかいろいろと御議論もあろうかと思えますが、この問題は今後のカリキュラムの検討や、教材例あるいは指導例の作成の方向性にかかわる重要な点であろうと思えます。本日、今まで御議論いただきました点につきましては、私の方で取りまとめさせていただきますして、少し整理をして、再度いずれかの機会にお諮りをいたしたいと思えますので、今日直接ここで御発言になっておられない点につきましても、お気づきの点等がございましたら何なりと御意見をお寄せいただきますようによろしく願いたいと思えます。

それでは、引き続きまして、次の論点であります「法教育のカリキュラムの検討及び教材例、指導例の作成の進め方」につきまして少し御議論をいただきたいと思えます。

前回の研究会で、我々が目指す法教育についてのイメージをより具体的に、明確に示すという面とともに、その迅速な実施を可能にするために、教材例あるいは指導例を作成することについて御了解を得ました。そこで、今後どのような形で具体的な作業を進めていくかについて、本日、議論をしておく必要があるかと思えます。

まず、本研究会で教材例、指導例を具体的に作成していただくに当たりましては、その前提として、現在行われている社会科や公民科などの内容、あるいは法教育の取組例について個別的に少し調査をしていただいて、論点整理を踏まえつつ、法教育に関するカリキュラムあるいはプログラムの概要を検討していただく必要があるかと思えます。

また、教材例や指導例につきましても、この研究会でも御報告がありましたように、既に幾つかの教育現場で法教育の先進的な取り組みが行われているということですので、まずはこうした教材例、指導例を収集し、分析して、それを基に、本研究会として新たに提示すべき視点などを検討する必要があると考えているのですが、こういう進め方で話を進めていってよろしゅうございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もう1点お諮りしたいのは、我々の研究会の検討につきましても時間の限りというのがございます。それで、教材例、指導例というものを作成するにつきましても、すべての学年といたしますか、すべての学校段階について作成いただくというのは少し難しい点もございますので、取りあえずは、教材例、指導例につきましては、中学校において用いることができるものを対象とするのが適当ではないかと考えているのですが、この点

についてもよろしゅうございますでしょうか。

全体の研究会としての議論をお願いする際には、高校等を視野に置いて、全体として法教育をどういうふうにするかという点、あるいは生涯教育等を視野に入れて御議論していただきたいと思っているのですが、取りあえず教材例、指導例につきましては中学校を中心に御検討をお願いしたいと思います。

その検討の進め方でございますが、現在行われている教育内容の検討、あるいは教材例、指導例の収集・分析につきましては、やはり学校教育に関する専門的な知見というものが需要で、この研究会全体で進めていくというのはやはりなかなか難しい点がございますので、できれば委員の中で学校教育を御専門にされておられる委員、具体的には江口、大杉、館、橋本、永野の各委員に第一次的に調査検討をお任せして、その結果をこの研究会に御報告いただいて、全体として議論を進めていくという方法をとりたいと思っておるのですが、これもよろしゅうございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、江口委員、大杉委員、館委員、橋本委員、永野委員の方でどうかよろしくをお願いします。

今後、カリキュラムの在り方の検討及び教材例の収集・分析の進行状況に応じまして、適宜この研究会の方に御報告をいただくということになるかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それと、教材例、指導例などの分析に当たりまして、その他の専門的な知見、教育に限らず専門的な知見が必要となった場合には、各専門の分野の委員の先生方もおられますので、その先生方にあらかじめ御意見をお聞きしたり、あるいはこの研究会の場におきまして重点的に検討を行う際には、各委員に御協力を特に御依頼するという場面もあるかと思っておりますが、これもよろしゅうございますでしょうか。 - どうもありがとうございました。

では、今後このような形で進めさせていただきたいと思いますが、先ほどの議論ともかかわってくるわけですが、教材例、指導例の作成の進め方について、今申し上げました5人の委員に御依頼するに際しまして、何かこの点、教材例あるいは指導例の分析等をする際に注意してほしい、あるいはこの点を特に重点的に考えてほしいというような御意見がありましたら今少しお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。収集の対象となる教材例の問題ですとか、あるいは、先ほどは直接は触れなかったのですけれ

ども、教育方法の問題ですとか、あるいは題材の内容等について何か御意見、御希望等があれば今伺えればと思うのですが。 - よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの議論等を前提にして、以上のような方法でカリキュラム及び教材例、指導例の検討を進めさせていただくことにいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

引き続きまして、最後の点ですが、教材例、指導例あるいはカリキュラム全体の検討については、今申し上げたような方法で議論を進めていただくことにするとしまして、今後、全体の研究会の方で議論すべきその他の論点について少し御協議をいただきたいと思っております。

カリキュラムや教材例、指導例につきましては、今お願いしました5人の方に準備的な作業として様々な検討を行っていただくこととなりますが、それに並行して、法教育に関する他の論点について研究会全体において検討を進める必要がございます。

今のところ、論点整理等の関係で考えられる論点としましては、一つは、学校教育における法教育と家庭・地域社会との連携に関する問題、第2点目は、法律の専門家等による法教育に対する支援に関する問題、第3点目は、我々がいろいろと検討したもの等を踏まえて、法教育を全国の教育現場で実施していただく上での具体的な方策に関する問題というようなものが考えられるのではないかとと思っております。これらについて、委員の方でどうお考えになるか、あるいは、このほかの点において、全体の研究会で取り扱うべき事項があるのではないかとといったような点について御議論をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。自由に御議論いただければと思います。

では、論点の方を順に御意見を少しお伺いしたいと思っておりますが、第1点目の、学校教育を中心に法教育を考えているわけですが、学校教育における法教育と家庭・地域社会との連携の問題というのも取り扱ってはどうか。これ自体について具体的な結論を取りまとめることができるかどうかというのは今後のスケジュールとの関係がありますが、一つの論点として重要である、少なくとも重要な点なのだということについて打ち出していったらどうかと考えてはいるのですが、この点について何か御意見があればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

この点、法教育に限らず、学校教育と家庭教育あるいは地域社会との連携の問題というのは、教育一般について議論されているところですし、今後重視すべき点だというふうに言われていると思うのですが、こういう問題についてどういう議論がされているの

か、あるいはどういう形で一般には議論されるものなのか、少しお話を伺えればと思うのですが、大杉委員、どういふ感じでしょうか。

大杉委員 生徒指導や、そういった中での連携というのは非常に議論されていますので、学校が独立して子供たちを育てるということはもう無理ではないか、いろいろな地域、いろいろな機関、その連携の中で子供たちを育てていこうというのが基本なのですね。だから、そういう意味では、法教育においても、地域社会、家庭、学校教諭をそれぞれ切り離してできるというものでは当然ないと思いますので、それで、どう働きかけるかとかというような観点が要るのかなというふうには思います。

土井座長 どうもありがとうございます。

この点、ほかの委員で何か御意見がありますでしょうか。

高橋委員 例えばいろいろな品行とか、そういうものは家庭でやるべきことで、それが当たり前だったのが、いつの間にか、今度、学校の先生方に生活の指導まで負担がかかっているというのは非常に重いのではないかと思います。前に先生方からのヒアリングを受けたときも、もう手いっぱいだというお話もありましたので、できれば、本当に家庭でやるべきことは家庭で、学校にゆだねる部分は学校で、それから、もちろん地域全体で見なければいけないものは地域でというのは、当然、法教育の考え方の中でも考えなければいけないのではないかなと思います。

冒頭に安藤先生がおっしゃった、成人式での暴走のこともありますけれども、ああいうものをただ見て見ぬふりをする大人もいるわけですし、そういうものはやはり社会全体で本当の善悪を教える人たちがいなければだめなのではないかなという気がしています。

土井座長 どうもありがとうございます。

この点いかがでしょうか。

館委員 「総合的な学習の時間」というのが設けられているわけですがけれども、これなどは各学校において取組み方に特色はあるわけですがけれども、そもそも学区域などを中心

とした地域がフィールドになっていたり，それから，外部講師といいますが，地域の人材を大いに活用していこうとか，そういったことはいろいろなところで取り組まれていると思いますので，法教育などもそういったことと同じような形で広げることは可能なものだろうとは思っております。

土井座長 どうもありがとうございます。

私が，これを取り上げるのは適切ではないか，具体的にどういう結論になるかは別として，取りあえず議論を広くしていただくことに意味があるのではないかと考えました理由は幾つかありまして，一つは，家庭教育の問題。それは家庭で法教育をするということには限らず，先ほどの中に挙がっています，「法教育のねらいとして考えられる事項」の中の最後のところなのですけれども，「法と他の社会制度との関係を理解させ，法の役割・機能とその限界について認識させること」というのが挙がっております。一つは，家庭というのは，ある意味でモラル，道徳的なもの，法と道徳をどう調整して理解するかということ自体，法概念にとって重要な問題ではあるのですけれども，道徳において支えてきているものと法的なものとの関係をどう理解するかという意味で，家庭というのは一つの大きな場なのですね。家庭で親が教えるときに，法を守りなさいと教えるとは思いますがけれども，しかし，法的に何か教えているというよりは，むしろどちらかというところ，道徳的にそれは悪いことだというような形で教えている。その意味で，非常にプリミティブな形で善悪を教えている。それが，社会という制度の中に出ていくときに，ルールとして，よりフォーマライズされた法的なものが出てくる。その意味では，この関係というのは，直接それ自体が法教育なのか，法的前提なのかという点はあると思いますけれども，やはり重要な点ではないだろうかと思っております。

それから，地域社会との関係につきましては，これは，ルールを作っていくことというような問題ですとか，先ほど館委員からも出ました，公共的な事柄に関しての関与の問題というものがあまして，生徒や学生の年齢がだんだん上がっていきますと，国全体のことというようなことも射程に入ってくるわけですがけれども，しかし，中学校の段階とか高校の早い段階ということになってくると，やはり一番かかわりのあるのはコミュニティの問題で，コミュニティの中でのルール，あるいはコミュニティの中での秩序，法的なものというのをどういうふう形成するかという事柄は非常に大きな問題だろうと思いますので，その意味で，地域社会と連携をとりながらどういうスタンスで教えて

いくのかということも大事だろう。しかも、各地域によって抱えている法的問題というのはいろいろあると思うのです。都市部の問題、それから農村部の問題もありますし、ルーラルエリアの、比較的新興の地域で起こっている問題が様々あります。それぞれの抱えている問題というのはやはりトピックに挙げていくということは大きな意味もあるかと思しますので、その意味では、全国画一的に見てもらいたい視点というのと、各地域それぞれ抱えている問題等についても取り込んでいくということも可能なのではないかと。その意味では、地域社会との連携の問題というのは重要ではないかと思っております。この点について、そういう形で御議論いただければ、今、各委員からいただいた御意見等を踏まえて議論できるのではないかとと思っております。

それから、法律の専門家等による支援に関する問題、これは幾度か議論になっているところで、御検討をいただく必要があろうかと思っております。法律の専門家と学校の教員の先生方とのコラボレートのやり方あるいはサポートの在り方というようなものについて御検討いただくということ自体が、ある意味で法教育の在り方にもかかわってきますので、議論の展開に即して御検討いただければと思っております。

最後の、実施方法については、でき上がったものをできるだけ受け入れていただくためにどういう方策があるかという点の検討ということになっております。

現段階で何か大きな視点で落ちているもの、あるいはこういうものも議論したらどうかという点、何かございますでしょうか。

挙がっていない段階で一つ考えておりますのは、外国の制度についてももう少し御紹介いただける機会があれば、フランス等についても触れていただきたいというふうには思っております。

そのほか何かございますでしょうか。

唐津委員 前も申したのですが、今も座長がちょっとおっしゃったのですけれども、カリキュラムにしても、そのやり方にしても、余り画一的にこういうのでやれというのではなくて、それぞれの地域、地域のいろいろな事情に対応したような柔軟性。これはその地域の問題だけではなくて、例えば教材あるいは教材よりももうちょっと広げて、どうやってやるかというハウツーのところも含めて、いろいろなアイデアというのが世の中にあるはずですから、アメリカなどで複数の公益法人がいろいろなカリキュラムを作っていて、それを選択するという話がありましたけれども、それと同様に、余り画一的に

押し付けるというような方法の教育ではなくて、ある程度指針を示したら、その中での方法論については現場、現場に裁量を持たせて、逆に、いい、いろいろなものが世の中でどんどん出てくる、それを促すというような、そういう方向を探っていくべきではないかなと思うのです。

土井座長 どうもありがとうございます。

今の意見いかがでしょうか。

論点としては、最後の法教育、実際に我々が打ち出していく法教育をどういう形で受け入れていっていただくか。決して画一的なやり方で押し付けというわけではなくて、それぞれの教育現場で更に創意工夫をできるような形で展開していくという必要があるかと思えますし、この点について、この論点を議論する際にいろいろと御意見をいただければと思っております。

ほかに何かこういう点もというのはございますでしょうか。 - よろしゅうございますでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

それでは、今後これらの論点につきまして一つ一つ議論を深めていきたいと思っております。今一応御意見を伺いましたけれども、こういう点についても更に議論が必要ではないかというふうにお気付きの点がございましたら、また私や事務局の方に御連絡をいただければと思えます。

次回についてでございますが、今言った論点の中で、まずできれば、今の予定としては、学校教育における法教育と家庭・地域社会との連携という問題について御議論を一つの柱として行いたいと思っておりますが、この点それでよろしゅうございますでしょうか。

では、次回以降、そういう形で議論をさせていただきたいと思っております。

今日は少し議事が早く進んでいるというか、悪いことでは決してないのですが、私の方で予定していた案件についてはほぼ御了承いただいた、あるいは御意見の展開をいただいたということですが、その他、法教育研究会の在り方あるいは全体について、何か御意見、あるいは、この点議論というのがあれば。

鈴木委員 消費者教育なのですけれども、学校の教科書の中でどの程度扱われているかは

分かっているのですが、逆に言うと、消費者教育というのはかなり歴史も古いものがある、20年ぐらいやっているというふうに聞いているのですが、そのどういう副教材的なものが学校現場で使われているのかとかいうのは文部省とかで分かるのでしょうか。法教育として消費者教育をどう取り入れるのかということもあると思うのですけれども、先ほど山根委員からも出たように、実際にそういう被害に遭わないためにどういうものが学校現場で使われたりしているのかというようなことが分かればと思うのですけれども。

大杉委員 具体的なものは先生方が御存じだと思うのですけれども、ただ、各学校の教材については、学校長が都道府県の教育委員会に届出・申請という形で出ていますので、どれが一番多いかというのは少し分かりづらいですけれども。永野先生が例えばこんなものを使っているというのはおありだと思うのですけれども。

永野委員 今、労働のところが終わって、消費者教育のところにちょうど入ったところなのですけれども、もらっている教材というのが、私、東京都の新宿区なのですが、「ストップ・ザ・悪質商法」という、イラストなんかを見ると、ちょっと刺激的なんじゃないでしょうかと、年ごろの男の子が見ると鼻血が垂れそうな感じのものが並んでいて、配るのどうしようかなと思うようなものとか、あと、「マネー入門」という、お金の、クレジットカードの何とかというビデオとかをいただくのですが、教材研究というか、自分の授業では、例えば「少年ジャンプ」とか「少年マガジン」の後ろに、得体の知れない、ベストフレンド社という、「あなたも見る見る背が高くなる」とか「髪の毛があつという間に真っ黒く増える」とかという、よく分からないのがいっぱい並んでいるのですけれども、そういうのを印刷して、一番怪しいと思うのはどれですかとか、なぜ怪しいと思いますかとか、どういうトラブルが想定されますか、もしそういうトラブルが起こったらどういう解決とか処理法があるでしょうかというような授業に持っていくということをしています。

もらうものは多々あるのですが、何しろ1学期間にいただくものがたくさんあるので、どれがどれやらというのが正直なところ。著作権法のもいただきますし、経済の「マネー入門」というのもいただきますし、環境のもいただきますし、エネルギーのもいただきますので、3学期の公民のカリキュラムからいきますと、非常に厳選して使わ

ないと厳しいなというところがあります。

大杉委員 省庁で出しているのは金融庁。金融にかかわる消費者問題の冊子ですね、あれが先生のところに行かれているとは思うのですけれども。それぐらいですかね。

江口委員 日銀が出しているのではないですか。

大杉委員 あれは金融庁。

鈴木委員 法教育で消費者の問題をどう扱うかという部分で、今行われているものがどんな程度のものなのか、それが、座長おっしゃっているように、契約だとかそういったものとどうかわるのかというような辺りが見えればいいなという気がしたものですから。済みませんでした。

土井座長 分かりました。

では、先ほど、現在行われている法教育の教材等の収集・分析をお願いいたしましたけれども、その際に、必ずしも法教育として実際に実践されているものだけではなくて、少し広目にとっていただいて、消費者教育とか、そういう形で行われているものについても集めていただいて、それとの調整を御検討いただくという形をお願いしたいと思います。

そのほか何か御自由に御意見があればお伺いしたいと思いますが、ございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日は予定よりも早い時間でございますが、この程度とさせていただきますと思います。

次回は2月23日月曜日、午後2時から、この会場である法務省大会議室において開催を予定しております。次回は、先ほど申し上げましたように、学校教育における法教育と家庭・地域社会との連携について御議論をいただきますほか、論点整理について実施したパブリックコメントの結果も一部御報告できるかと思っております。

また、明後日、1月21日水曜日に、茨城県弁護士会による石岡中学校での法教育がございます。本研究会で授業の参観を予定しておりますが、私も参加させていただきます

いと思っておりますけれども、多数の委員の御参加があると同っておりますので、今後の検討にも大変有用ではないかと期待しております。是非御参加いただきたいと思ます。

それでは、本日の議事はここまでにいたしたいと思ます。本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時 4 7 分 閉会